

## 勝本城跡3次元地形測量調査業務 特記仕様書

業務番号 7壱社第328号

業 務 名 勝本城跡3次元地形測量調査業務

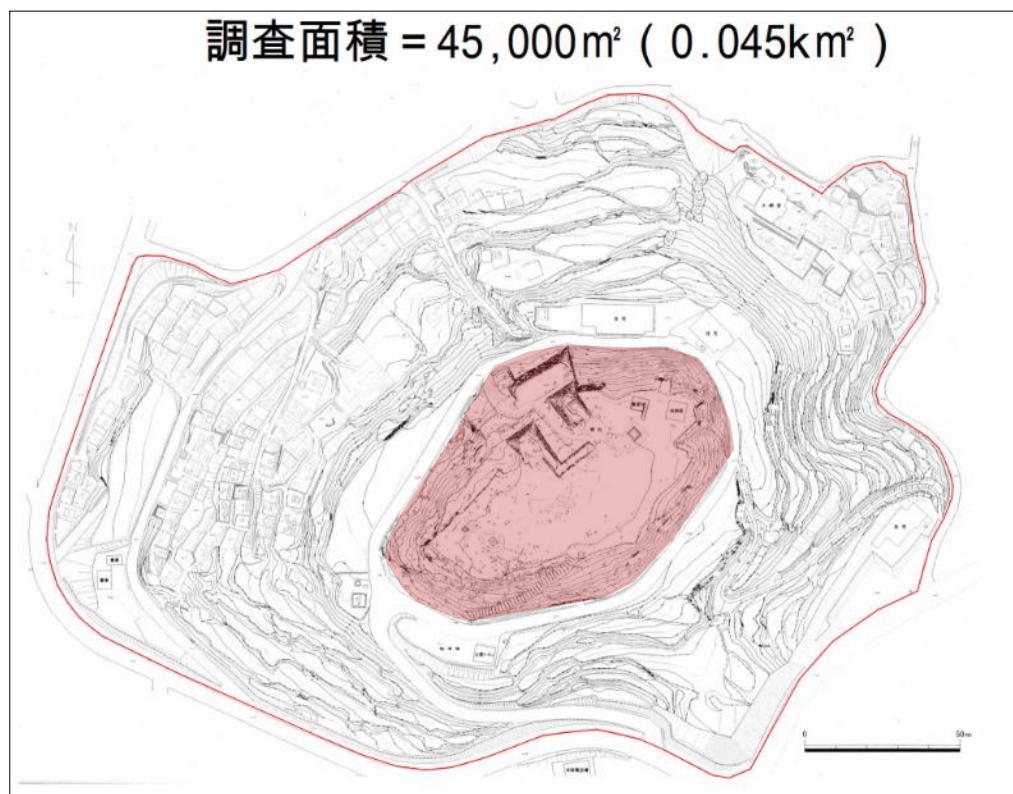
業務場所 壱岐市勝本町坂本触 757 ほか

業務期間 契約日 から 令和7年12月15日 まで

実施目的 本業務は、江戸時代に作成された勝本城〔武末城〕絵図に基づく範囲内の地形を正確に把握するため、3次元レーザ地形測量を行い、絵図との地形比較及び検証をするため、本業務を実施する。

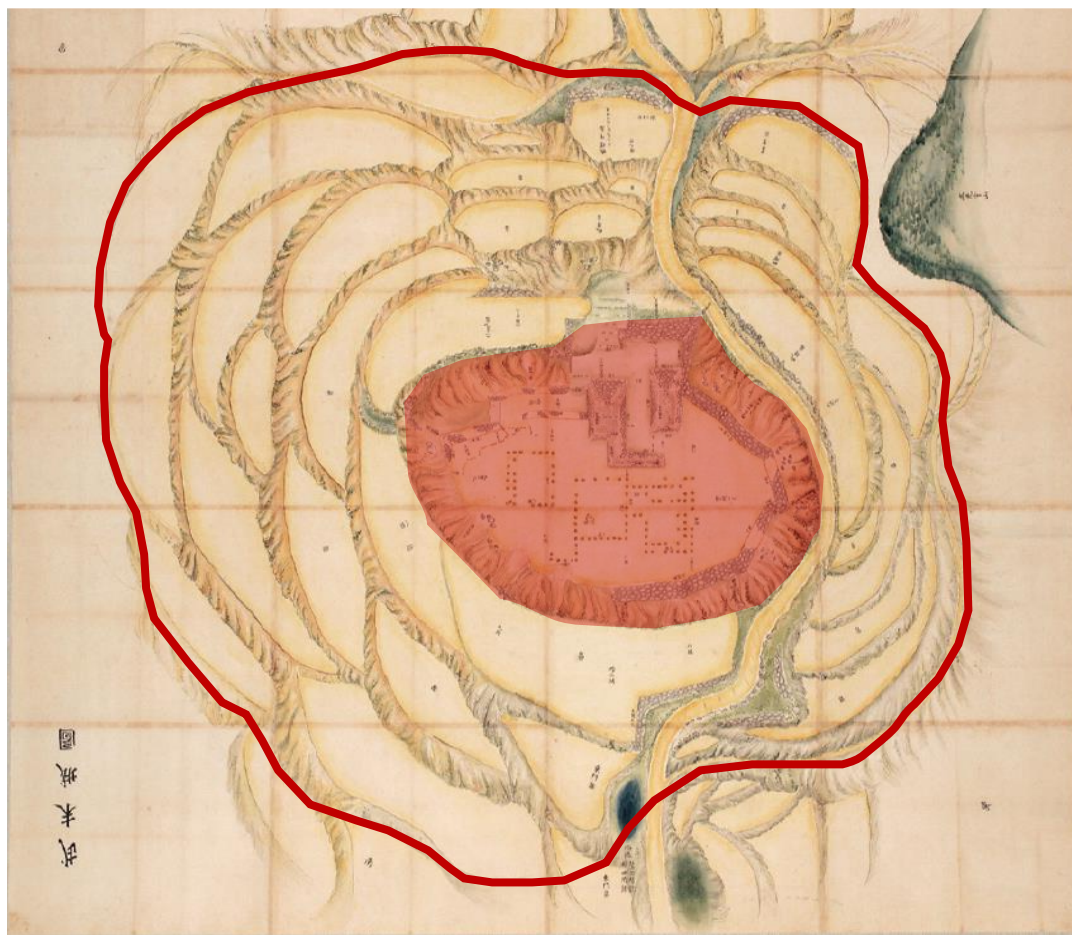
また、3次元レーザ地形測量成果に基づき、勝本城跡における雨水排水シミュレーションを作成し、災害発生危険個所の想定、排水路の整備及び防災対策等の検証基礎資料として活用するため、本業務を実施する。

業務範囲 45,000平方メートル



対象範囲は ——— ライン内      うち ■ 部分は国史跡地内

【参考】勝本城〔武末城〕絵図 江戸時代作成 財団法人松浦史料博物館所蔵



【参考】勝本城跡周辺航空写真(現状)



# 勝本城跡3次元地形測量調査業務 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 (摘用)

本仕様書は、「勝本城跡3次元地形測量調査業務」(以下「本業務」という)に適用する。

### 第2条 (定義)

本仕様書では、委託者の壱岐市を「発注者」とし、受託者を「受注者」とする。また、主任監督員及び監督員とは、発注者が指定する壱岐市文化スポーツ振興課文化財班の担当職員をいう。また、「作業員」は受注者が直接雇用する職員であり、現地業務・その他当該業務の履行に直接関与する全ての者とする。

### 第3条 (関係法令等)

業務の履行に当たっては、本仕様書及び、文化財保護法等の諸法令を遵守し、危険防止及び災害防止に万全の措置を講じて、作業の円滑な実施に努めなければならない。受注者は、作業中遺構(遺跡を含む)その他施設に損害を与えた場合、直ちに発注者に報告するとともに、発注者が修復を実施し、受注者は修復費用を全額負担する。また、国指定史跡勝本城の指定範囲及び埋蔵文化財包蔵地内をき損した場合、発掘調査が必要となるため、受注者はその発掘調査費用も全額負担する。(発掘調査は発注者が実施する。)

### 第4条 (疑義)

本仕様書に定めのない事項、又は本業務遂行上疑義を生じた場合は、甲、乙間で協議して定めるものとする。

### 第5条 (著作権等)

甲及び乙が、本業務の結果生じたものと認めた成果(以下「成果」という。)及びその成果に基づく著作権は、原則として甲に帰属する。

## 第2章 基本事項

### 第6条 (業務の目的)

本業務は、勝本城跡の3次元レーザ地形測量図作成及び崩壊危険箇所調査を実施することを目的とする。

### 第7条 (業務件名及び数量)

- |        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 1 業務件名 | 勝本城跡3次元地形測量調査業務                                     |
| 2 対象区域 | 長崎県壱岐市勝本町坂本触 ほか                                     |
| 3 数 量  | 対象範囲 45,000 m <sup>2</sup> (0.045 km <sup>2</sup> ) |

### 第8条 (業務期間)

本業務の実施期間は契約締結の日から令和7年12月15日までとする。

## 第9条（作業内容）

### 1 打合せ協議

- ・業務を遂行するに当たり、甲乙ともに十分に打合せ協議を行うものとする。
  - ・協議の回数は当初1回、中間1回、成果品報告時1回の計3回を原則とするが、必要があればその都度、甲は現地での協議を招聘し、乙はこれに応じること。
- なお、招聘による現地協議に係る経費は、本業務に含み、乙がすべて負担すること。

### 2 レーザ測量

- ・業務目的及び対象範囲を把握した上で、撮影計画及び調整点の配置計画をすること。
- ・UAVレーザ計測に先立ち、小型UAVにて綿密に航路設計を行い、測量はUAVレーザシステムを使用すること。
- ・点群密度は 400 点/㎡とする。
- ・計測後、調整用基準点による検証により3次元計測データの標高を調整し、オリジナルデータを作成すること。
- ・グラウンドデータ作成は、オリジナルデータから樹木データ等の地物を取り除いたデータを作成すること。また、地物を取り除くフィルタリング処理は、自動フィルタリングと手動による2段階で行うことができること。
- ・グリッドデータはグラウンドデータを内挿処理し、0.5m間隔の格子状の点群データを作成すること。
- ・無人航空機を使用する際の情報流出防止策として、インターネットへの接続について、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限とし、飛行中は接続しないこと。
- ・また、インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止すること。また、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等がある場合は、飛行終了後、確実にデータを消去すること。
- ・成果品として、視覚的・直感的な地形判読可能な微地形表現図(CS立体図)を作成すること。

### 3 崩壊危険箇所調査

#### (1) 現地踏査

本業務対象範囲を踏査し、豪雨時における排水状況を現地で確認すること。

#### (2) 簡易シミュレーション

測量成果の3次元モデルを使い、雨水排水状況シミュレーションを行うこと。

#### (3) 崩壊危険箇所調査報告書作成

調査結果を精査し、報告書に取り纏めること。

## 第3章 成果品納品

### 第10条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 3次元レーザ測量成果報告書〔微地形表現図(CS 立体図)を含む〕 1式

|                        |    |
|------------------------|----|
| (2) 3次元レーザ計測データ(ASCII) | 1式 |
| (3) 電子データ              | 1部 |
| (4) 崩落危険箇所調査報告書        | 1式 |

※墳丘内の城郭石垣には関係ないエリアの樹木などの障害物は成果品では取り除くこと。

※3次元レーザ計測データは、納品後、甲が使用できるように、乙はビューワソフトを付けて納品すること。(今後サービスが終了する等により使用できなくなるものでないこと。)

※成果品はデータ及び画像・写真に合わせてすべて紙媒体でも納品すること。

※成果品とは別に、業務概要書・作業報告・業務管理写真などをまとめた実績報告書を3部作成し、納品と同時に提出すること。

#### ・ 第11条(業務の実施体制)

本業務は、文化財における記録調査であることから、過去5年間に国、地方公共団体との間で特別史跡・国指定史跡の地形測量で3次元レーザ計測による測量の契約を1件以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者と契約する。

本業務を実施するに当たっては、第9条の作業及び第10条の成果物の納品において必ず城郭石垣の3次元レーザ計測の経験を有した測量士の資格を持つ者を配置すること。

(関係書類の提出)

本業務の実施前に、受注者は以下の書類を提出すること。

- (1) 作業員全員の雇用証明資料(健康保険被保険者証等)
- (2) 作業員の測量士(測量士補を除く)有資格証明書
- (3) 作業員の城郭石垣の3次元レーザ計測履行実績証明資料

#### 注意事項

○業務の遂行にあたり、発注者が受注者に対し現地協議を求める場合は、受注者は当該業務場所(長崎県壱岐市勝本町坂本触 757)において測量及び補正を行わなければならない。

○成果品の納品前に出来上がったデータについて監督員に説明を行い確認(協議事項内で発注者の承認を得る)を必ず受けなければならない。監督員が認めない場合は指摘箇所の測量及びデータの補正を行い再度監督員の確認を受けること。

○業務中、受注者は、発注者が作業員について委託先(元請けの)の従業員である証明書を求める場合には、その場において提示しなければならない。提示しない場合及び、委託先(元請けの)従業員と証明できない場合は契約違反とする。